

○財務省告示第八十一号	国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵	省令第三十号）第五十一条の規定に基づき、	平成十五年二月十日に発行した割引短期国債の発	行条件等を次のとおり告示する。	平成十五年三月七日	財務大臣 塩川 正十郎	一 名称及び記	二 発行の根拠	三 法律及びそ	の条項	の適	三 振替法の適	用等	四 発行方法	五 募入決定の	六 発行額	七 払込金額	八 最低額面金	九 振替単位	十 発行日	十一 発行価格	<p>割引短期国庫債券（第三百二十二回）</p> <p>国債整理基金特別会計法（明治三十九年法律第六号）第五条第一項</p> <p>社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。この規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。</p> <p>価格を競争に付して行われる入札発行</p> <p>各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てると。</p> <p>額面金額で二兆九百九十三億三千万円</p> <p>二兆九百九十三億九百四十万六千七百円</p> <p>振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。</p> <p>平成十五年二月十日</p> <p>額面金額百円につき九十九円九十九銭九厘以上のそれぞれに応募価格</p>
-------------	-----------------------	----------------------	------------------------	-----------------	-----------	-------------	---------	---------	---------	-----	----	---------	----	--------	---------	-------	--------	---------	--------	-------	---------	---

十七	十六	十五	十四			十三	十二			
払込期日	者入札参加	場所	元金支払額	償還金額		償還期限	募入平均			
平成十五年二月十日	財務大臣から通知を受けた者		日本銀行	額面金額百円につき百円	償還金を支払う。	当たるときは、その翌営業日に	ただし、償還期が銀行休業日に	平成十五年八月十一日	十九銭九厘	額面金額百円につき九十九円九